

ケーススタディ⑬
三重県亀山市、福井県福井市における探索等の取組状況

令和6年2月

所有者探索等工程調査業務の概要

- ① 専門家による所有者探索を実施し、
- ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
- ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確知所有者へのアプローチや現地調査等）を支援する

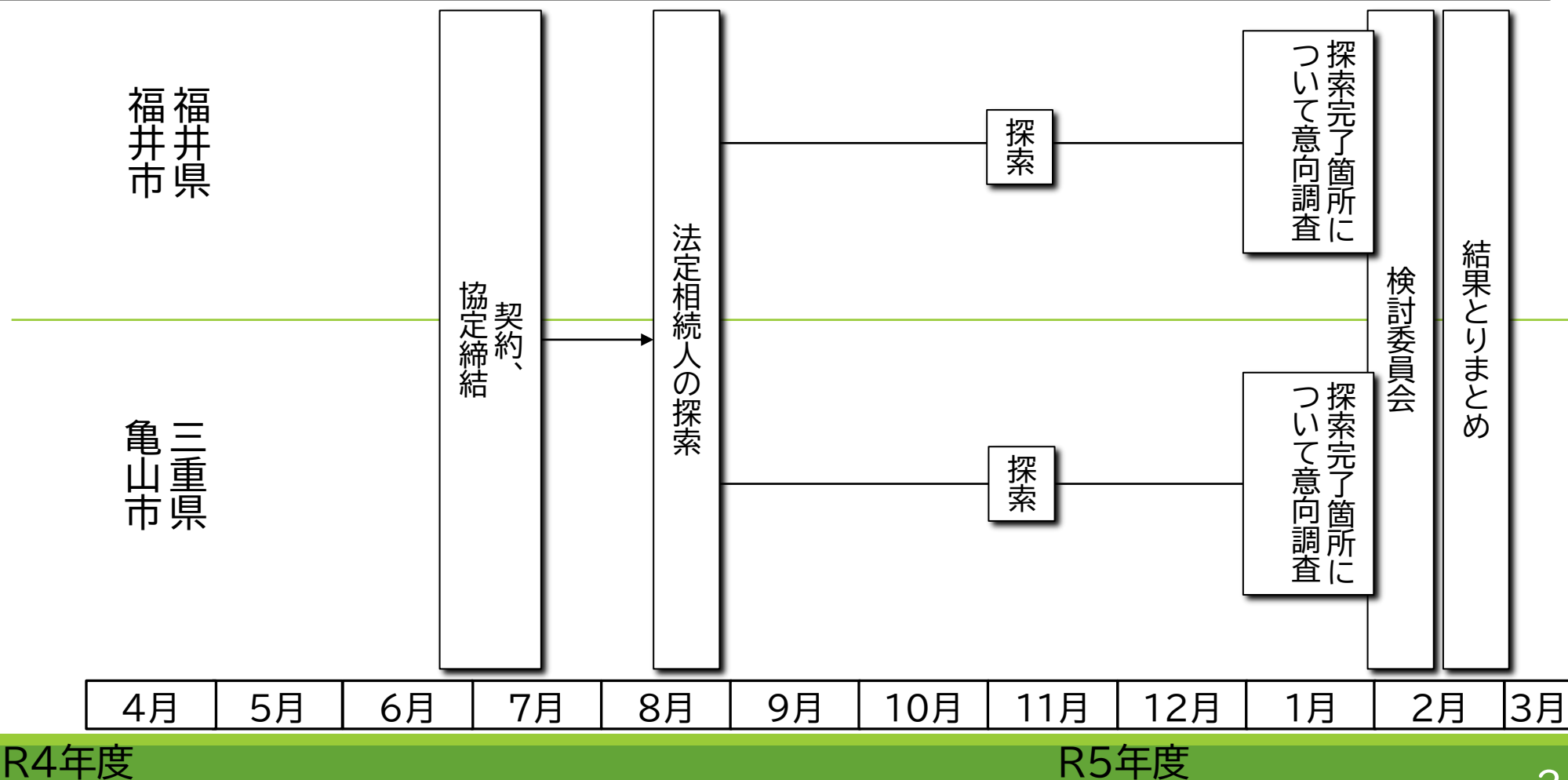
【事業フロー】



- 対象地域
福井県福井市：13筆、三重県亀山市：10筆を選定
- 探索等実施者
株式会社四門

所有者探索等工程調査事業の流れ

- 市町・(株)四門で協定を締結。探索、意向調査は(株)四門が実施する、市町は必要な情報を提供する等、役割や情報の取扱い等を明確化。
- 令和5年8月から探索作業を開始。令和6年2月までに、探索完了箇所の意向調査を終了予定。



福井市における探索の状況（全体状況）

- 対象地としてA～Mの13筆を選定。登記名義人は延べ合計21名。
- 令和5年8月30日に調査を開始、今回の調査では、司法書士による職務上請求による取得は行わず、全て市の公用請求にて戸籍謄本等を取得。
- 書類の取得等に時間を要したため、10筆の森林について、探索を継続中。

森林	面積 (ha)	登記 名義人	登記名義人の 配偶者	第1世代 (子)	第2世代 (孫)	第3世代 (曾孫)	探索結果 合計	備考
A	0.14	2名 (2名)	(登記名義人全員存命)				2名 (2名)	
B	0.14	1名	—	—	—	—	1名	※探索中
C	0.04	1名	1名	2名 (2名)	—	—	4名 (2名)	
D	0.37	1名	1名	2名 (2名)	—	—	4名 (2名)	
E	0.56	1名	—	—	—	—	1名	※探索中
F	0.02	1名	—	—	—	—	1名	※探索中
G	0.04	7名	6名	39名 (7名)	38名 (11名)	—	90名 (18名)	※探索中
H	0.16	1名	1名	2名	5名 (3名)	2名 (2名)	11名※ (5名)	※探索中 Iと同一の所有者
I	0.08	1名	1名	2名	5名 (3名)	2名 (2名)	11名 (5名)	※探索中 Hと同一の所有者
J	0.08	2名	3名	11名 (2名)	15名	—	31名 (2名)	※探索中
K	0.20	1名	1名	11名	25名 (9名)	13名 (1名)	51名 (10名)	※探索中
L	0.08	1名	—	—	—	—	1名	※探索中
M	0.06	1名	1名	9名	4名	—	15名	※探索中
合計	1.97	21名 (2名)	15名	78名 (13名)	92名 (26名)	17名 (5名)	223名 (46名)	

() は生存が判明している者の内数。

亀山市における探索の状況①（全体状況）

- 対象地としてA～Jの10筆を選定。登記名義人は延べ合計10名。
- 令和5年8月30日に調査を開始、今回の調査では、司法書士による職務上請求による取得は行わず、全て市の公用請求にて戸籍謄本等を取得。
- 書類の取得等に時間を要したため、3筆の森林について、探索を継続中。
- 3筆（F、G、J）については、所有者が一人も判明しない所有者不明森林であることが確定。

森林	面積 (ha)	登記 名義人	登記名義人の 配偶者	第1世代 (子)	第2世代 (孫)	第3世代 (曾孫)	探索結果 合計	備考
A	0.70	1名	—	—	—	—	1名	※探索中
B	7.12	1名	1名 (1名)	2名 (2名)	—	—	3名 (3名)	
C	0.84	1名 (1名)	(登記名義人存命)				1名 (1名)	
D	1.89	1名	—	—	—	—	1名	※探索中
E	0.02	1名	1名	2名	12名	6名	21名	※探索中
F	0.05	1名	(登記名義人所在不明)				1名	
G	1.13	1名	(登記名義人所在不明)				1名	
H	2.55	1名 (1名)	(登記名義人存命)				1名 (1名)	
I	0.82	1名	1名 (1名)	4名 (3名)	—	—	5名 (4名)	
J	1.30	1名	(登記名義人所在不明)				1名	
合計	16.42	10名 (2名)	2名 (2名)	6名 (5名)	—	—	36名 (9名)	

() は生存が判明している者の内数。

亀山市における探索の状況②（所有者不明森林の状況）

- 探索対象森林のうち、登記簿上の住所のある市町村に戸籍謄本等を請求するも、「該当なし」となるものが複数存在。
- これらの森林について、同市の税務部局へ固定資産課税台帳に記載のある所有者の情報を請求。
- 結果、F、G、Jについて、課税台帳から得られた情報（住所、氏名、生年月日等）をもとに、相手市町村へ戸籍謄本等の請求を試みるも、所有者の住所が判明しなかった。

対象地 F における探索の状況

- 登記簿上の所有者の住所（●●区八番町三丁目55番地）に戸籍謄本等を請求するも、「該当なし」との回答。
- 税務部局より、所有者の住所（●●区八番3丁目55）を入手。
- 公用請求前に当該自治体の歴史を調べたところ、以下が判明。

昭和初期：「八番町」成立



昭和後期：八番一丁目、八番二丁目、六番三丁目
に編成され、「八番町」は消滅

- 以上より、「八番3丁目」の住所が存在しないことから、「●●区八番3丁目55」の住所にて相手市町村へ公用請求を実施しても、「該当なし」となることが濃厚であったため、戸籍謄本等の請求を打ち切り。

対象地 G における探索の状況

- 登記簿上の所有者の住所地に戸籍謄本等を請求するも、「該当なし」との回答。
- 税務部局から提供のあった所有者の住所も調べ、戸籍謄本等を請求するも、「該当なし」であったため、戸籍謄本等の請求を打ち切り。

対象地 J における探索の状況

- 登記簿上の所有者の住所地に戸籍謄本等を請求するも、「該当なし」との回答。
- 税務部局から提供のあった所有者の住所は、登記簿上の住所と同一であったため、戸籍謄本等の請求を打ち切り。

亀山市の概要

- 亀山市には、12,012haの森林があり、その約97%（11,659ha）が民有林。このうち、8,112haが人工林で民有林全体の約7割を占めている。
- 森林経営管理制度については、過去10年間、間伐等の森林整備の履歴がない人工林を対象として、令和元年度から本制度に着手。
- そのような中、今回の事業では、令和元年度の意向調査時に宛先不明で返送されてきた箇所であるA～Jの10筆を選定。

■ 対象筆をモデルとした理由

- 集積計画策定地の隣接地であり、集積計画を策定することで一体的な施業をすることができるため。
- 幹線道路等の道沿いであり、集積計画を策定することで管理が容易になるため。

以上により、探索工程調査の対象として10筆を選定。

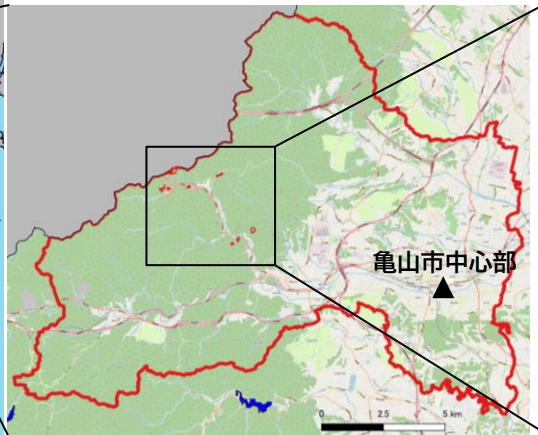
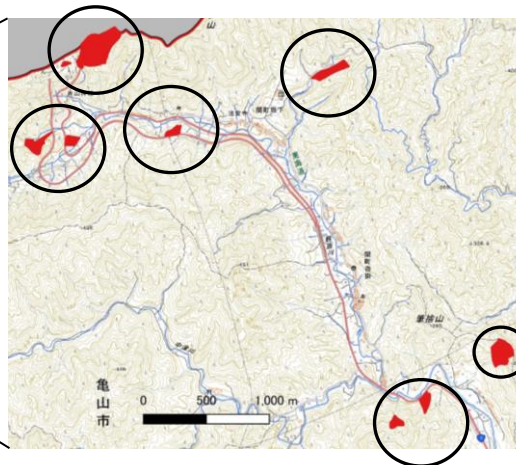


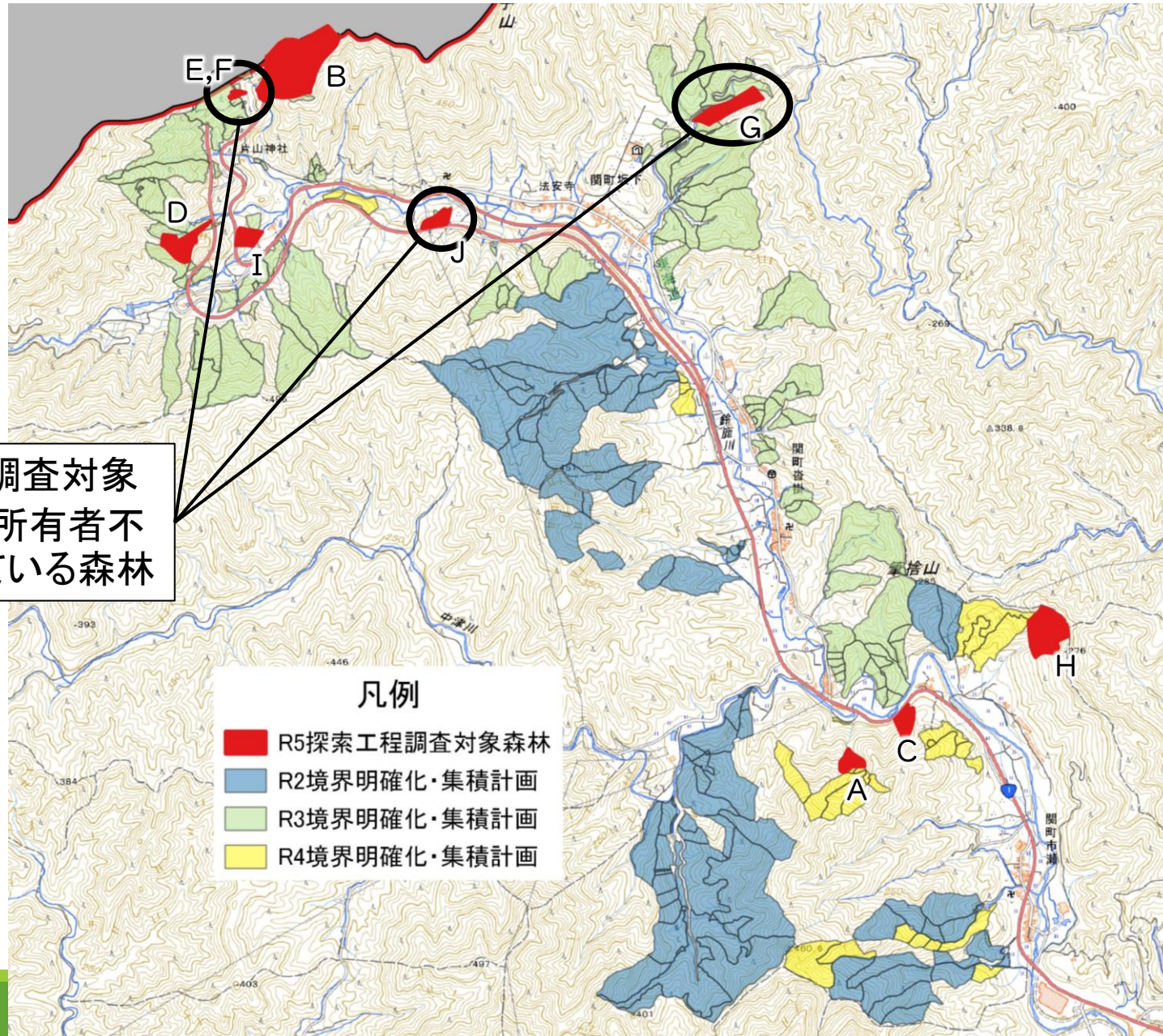
図1 亀山市及び調査対象林分の位置



背景は地理院地図

図2 対象林分位置図

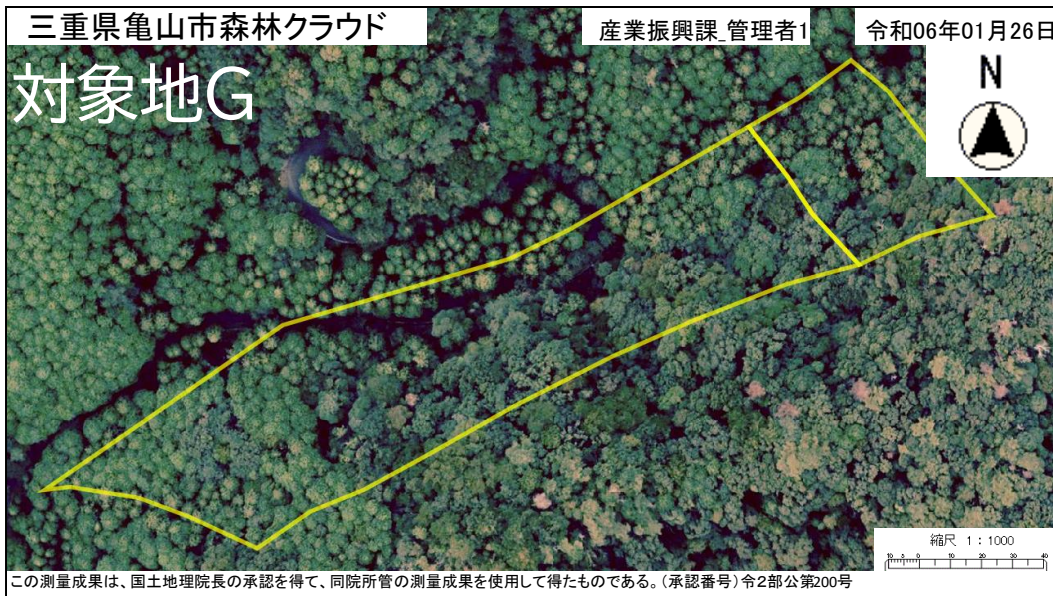
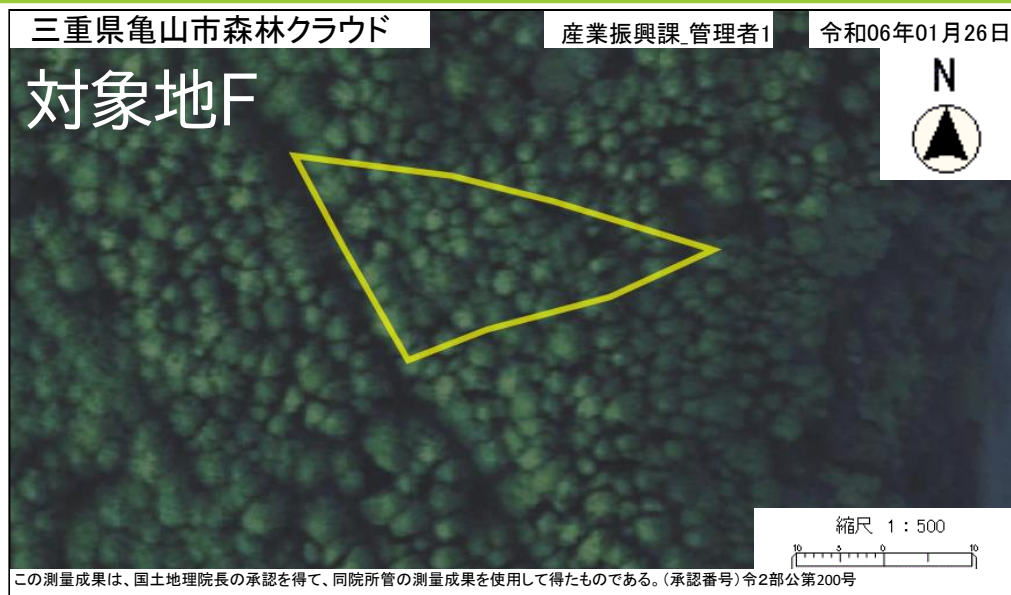
亀山市の集積計画策定状況（境界明確化のみ実施箇所含む）



R5探索工程調査対象
森林のうち、所有者不明が確定している森林

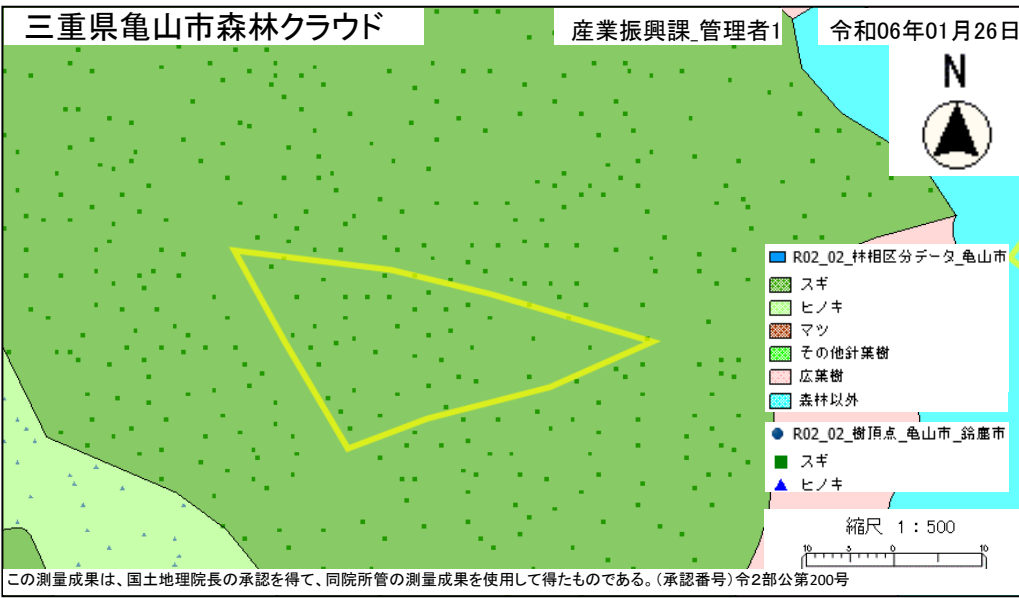
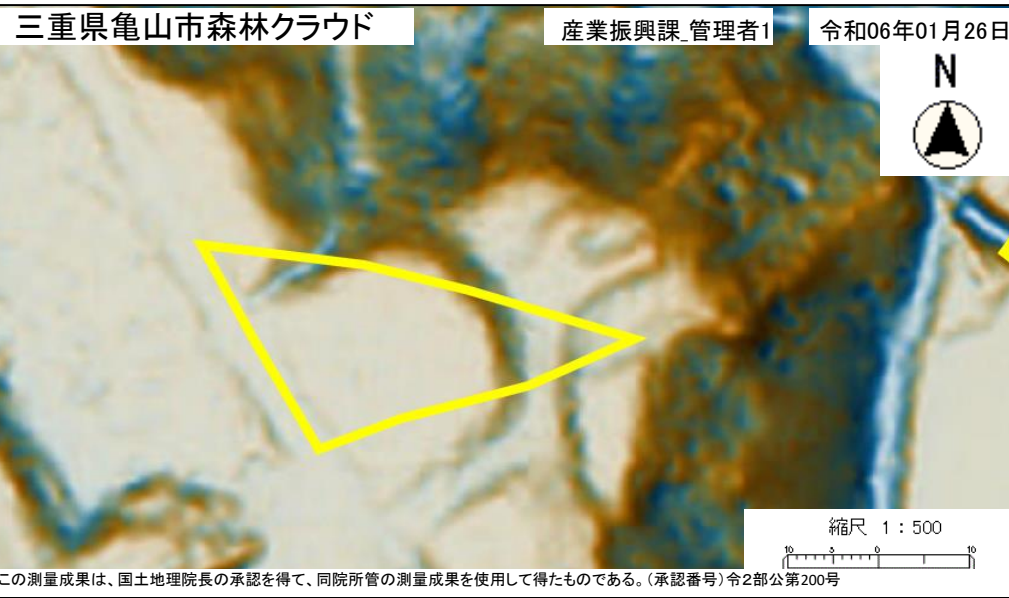
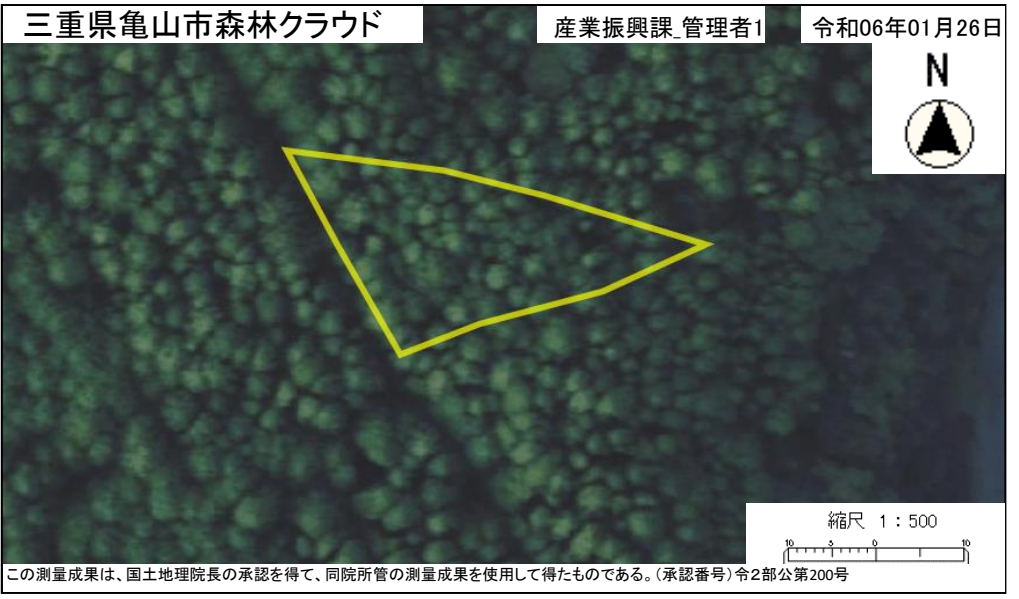
亀山市の対象森林の概要

	対象地F	対象地G	対象地J
面積	0.14ha	1.2ha	0.7ha
樹種	ヒノキ (56年生)	ヒノキ (64~78年生)	ヒノキ、クロマツ (93年生)
蓄積	624m ³ /ha	314m ³ /ha	261m ³ /ha
傾斜	15度	20度	15度
保安林	該当なし		土砂流出防備保安林



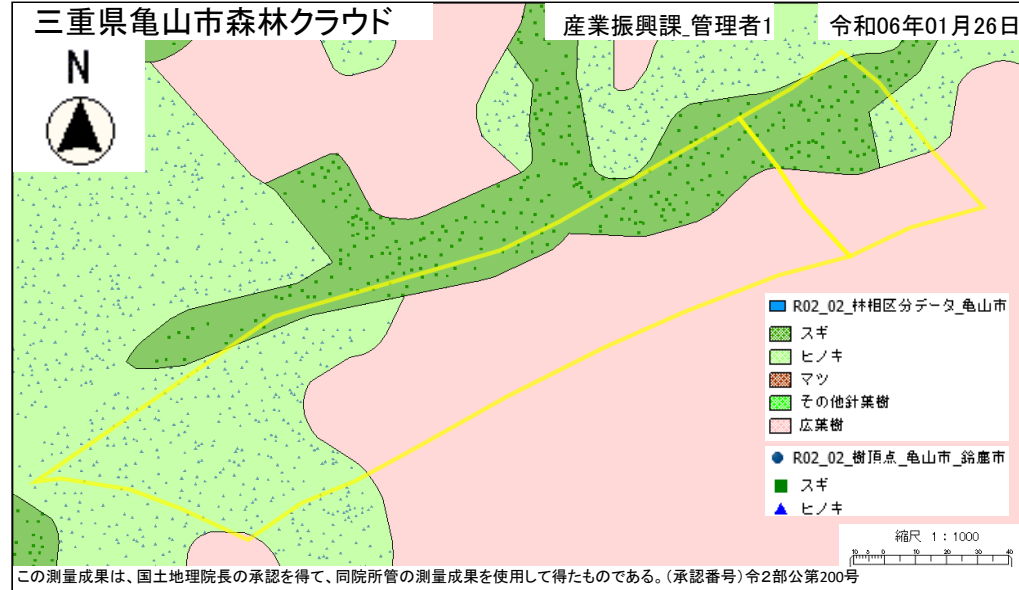
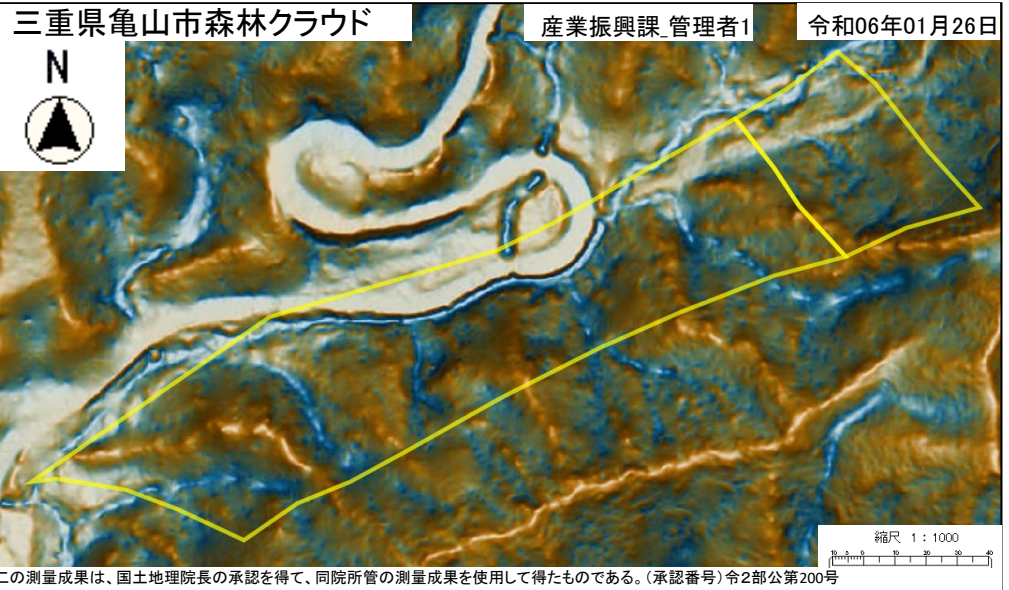
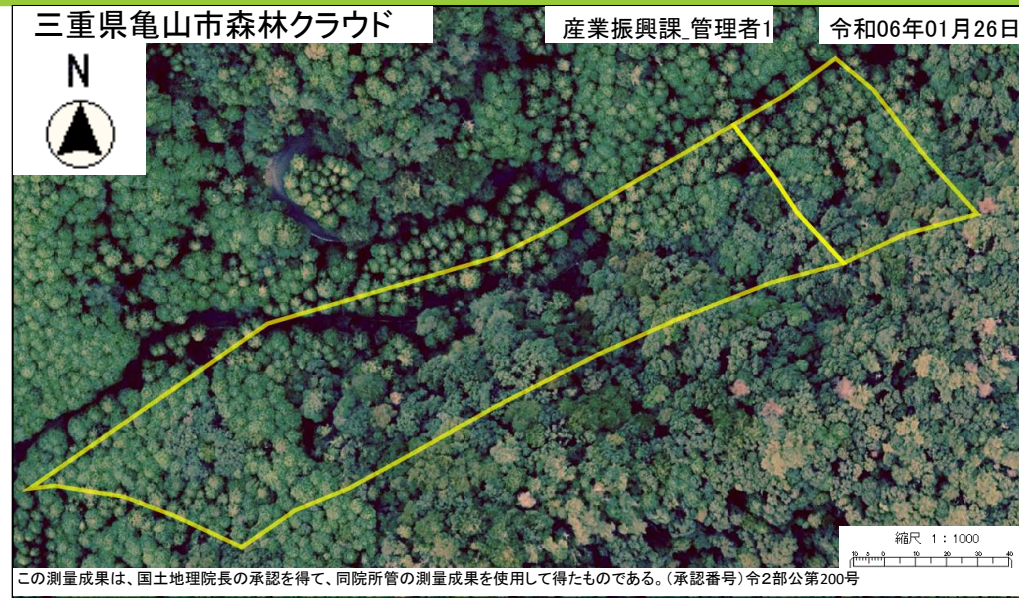
亀山市の対象森林の概要(F)

森林簿より		航空レーザ計測結果より	
面積	0.14ha	本数	41本
樹種	ヒノキ (56年生)	平均樹高	18.6m
蓄積	624m ³ /ha	平均胸高 直径(cm)	23.8cm
傾斜	15度	形状比	79.6
保安林	—	材積	16.4m ³



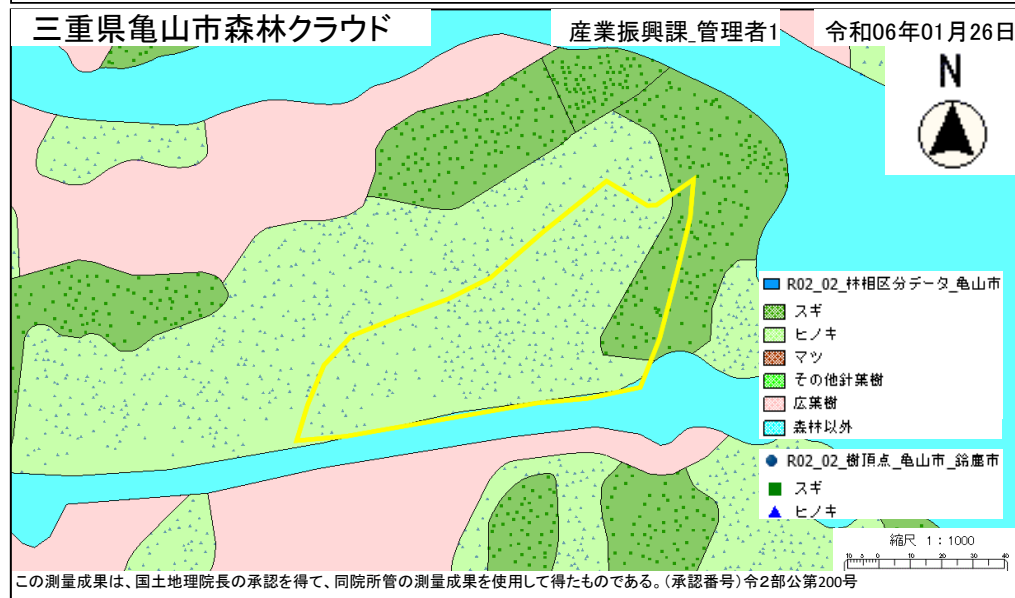
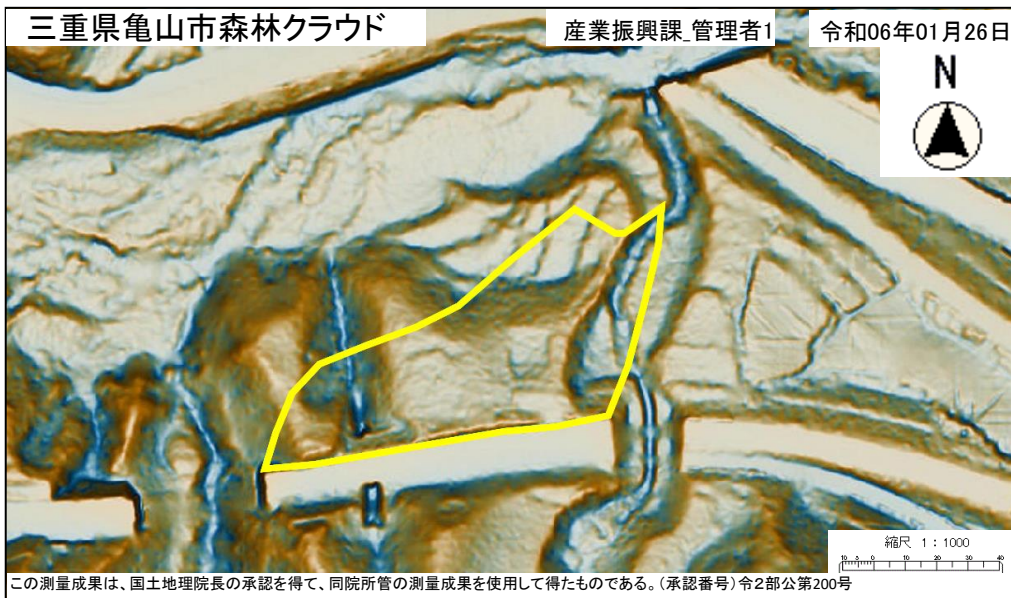
亀山市の対象森林の概要(G)

森林簿より		航空レーザ計測結果より	
面積	1.2ha	本数	379本
樹種	ヒノキ (64~78年生)	平均樹高	24.1m
蓄積	314m ³ /ha	平均胸高直径(cm)	32.3cm
傾斜	20度	形状比	76.3
保安林	—	材積	372.4m ³



亀山市の対象森林の概要(J)

森林簿より		航空レーザ計測結果より	
面積	0.7ha	本数	329本
樹種	ヒノキ、クロマツ (93年生)	平均樹高	19.4m
蓄積	261m ³ /ha	平均胸高 直径(cm)	26.5cm
傾斜	15度	形状比	73.6
保安林	土砂流出防備保 安林	材積	181.4m ³



亀山市が行いたい経営管理の内容

- 対象地F、G、Jは、近隣で経営管理権集積計画を策定している林分があることから、経営管理権を設定して集積・集約化を図りたい考え。
- 特例措置を活用した場合、近隣の経営管理権集積計画と同様に、市町村森林経営管理事業による間伐を行い、森林の持つ多面的機能を発揮させる施業を実施。

■ 所有者不明森林で定めようとする経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	20年間
実施する経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 間伐を1回以上（水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施）・ 市有林と同程度の回数、林道等から目視による確認
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない

検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 亀山市の対象地F、G、Jについては、登記簿上の住所（亀山市外）のある市町村へ戸籍謄本等を請求したものの、「該当なし」と返送されてきた。また、市の固定資産課税台帳を活用しても、戸籍謄本等を得ることはできなかった。市は、特例措置の活用のための探索行為を十分に行ったと考えるが、御意見はあるか。
2. 所有者が判明しなかったF、G、Jについて、亀山市が所有者不明森林等の特例措置を活用して集積計画を策定し、周囲の森林と一体的に整備を実施する場合、施業内容等について、御意見はあるか。
3. 亀山市の所有者不明森林について、特例措置を活用する場合、三重県の裁定手続が必要となる。県は、所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、当該所有者不明森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合には、裁定を行うこととなる。林野庁としては、今回の対象森林は、法令で定める方法による探索が行われており、周囲の状況等に鑑みて市が経営管理権を取得することは必要かつ適当であると認められると考えるが、県が裁定するに当たり留意すべき点について、御意見はあるか。